

国連の女性差別撤廃条約の国連採択（1979年）から30年、男女共同参画社会基本法の制定（1999年）から10年が過ぎました。

しかし、男女共同参画社会の形成にはまだ道りは遠い気がします。

現在、国会では法整備などについて様々な論議がされていますので概要をお知らせ致します。
(文責 貝原己代子)

第3次男女共同参画社会基本計画の策定に向けて

2月26日、男女平等を進める女性団体が具体的な意見を持ち寄り、院内集会在衆議院議員会館で開催されました。

- ①女性に対する暴力の根絶に向けて（DV・性暴力・セクシャルハラスメント）
- ②雇用における男女の均等待遇とワークライフバランスの確立
- ③困難を抱える男女への支援（高齢者、貧困対策など）
- ④移住（外国人）女性に関する制度政策の確立
- ⑤セクシュアルマイノリティーの人権の確立（性自認・性指向など）
- ⑥ナショナルマシナリーの強化について＝国内本部機構
(女性の地位向上に向けた総合的な施策を進める本部)

DV法の第三次改正について

女性に対する性暴力の根絶や被害当事者の支援に取り組んでいる「NPO法人全国女性シェルターネット」は、今回の改正に向けて抜本的な法整備に向けて下記の要望を致しました。

- ①対象の拡大（交際相手、セクシュアルマイノリティーなどを含める）
- ②民間団体への助成の制度化と、一時保護の処遇決定権の市町村や民間団体への付与
- ③刑務所内における加害者更生プログラムの実施
- ④市町村の基本計画義務化とDV被害者保護事業への国からの財政支援
- ⑤予防教育の義務化
- ⑥緊急保護命令等保護命令の拡充

また、新たに、性暴力を禁止し、被害当事者を支援するための包括的な制度の整備を要望しました。